趣旨

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、令和2年3月に「三重県職員障がい者活躍推進計画」を策定し、障がい者雇用の促進と、障がいのある 職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組んできました。
- ・令和6年度末での計画期間満了に伴い、引き続き、障がいのある職員を含めた職員一人ひとりが、その特性や個性に応じた能力を発揮できる職場づくりに取り組み、障がいのある職員の定着・活躍に向けた取組をより一層推進するため、「第2期三重県職員障がい者活躍推進計画」を策定します。

現状と今後の方向性

①障がい者雇用率

知事部局(議会事務局含む)の障がい者雇用率 令和6年6月1日時点・・・3.11%



✓ 令和6年6月1日時点での目標(3.45%)は 達成できていない状況。

②障がいのある職員の職場定着

新たに採用された職員の離職人数

		R2	R3	R4	R5	R6
	常勤職員 1年未満の離職	人	0人	人	0人	0人
	非常勤職員 6ヶ月未満の離職	0人	0人	0人	0人	0人

✓ 各年度において、離職者の実績はなく、 目標は達成できている。

【今後の方向性】

▶ 引き続き、障がいのある職員の雇用と職場 定着を進めていく。

③職員の意見

(障がい者活躍推進チーム・職員アンケート等)

- ・ 配慮事項については、所属全体での理解が必要。
- 障がいのある職員やその所属長等が所属以外でも相談ができ る体制があることが望ましい。
- 障がいのある職員のコミュニティがないので、当事者同士が話せる機会があると良い。
- ▶ 職員一人ひとりに応じた適切な配慮事項を把握し、職員の活躍を 支援していく。
- ▶ 障がいのある職員やその所属へのフォロー体制を整えるとともに、 職員が悩み等を相談できる体制の整備を進めていく。

今後の方向性等をふまえた新たな計画を策定

計画の概要

【計画期間】

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

【策定主体】

知事部局及び労働委員会

他の任命権者とも互いに連携しながら取組を進めます

【目標】

1. 採用に関する目標

実雇用率:令和11年6月1日時点の雇用率 3.45% 以上

2. 定着に関する目標

定着状況の確認

新たに採用された障がいのある職員の離職防止

(常勤職員:1年未満の離職なし) (非常勤職員:6ヶ月未満の離職なし)

主な取組内容

1 推進体制等の整備

- (1)推進体制の整備
- (2)相談体制の整備

EW 職場相談支援員(仮称)の設置 等

- 2 障がい者に対する理解の促進
- (1)所属長向け研修の実施
- (2)職員向け研修の実施
- (3) 就労パスポート等を活用した理解の促進 等
- 3 募集・採用、職務の選定・キャリア形成等
- (1)多様な採用形態の検討
- (2)職場での能力発揮
- NEW(3)障がいのある職員同士の交流 等

4 職場環境の整備

- (1)共に働きやすい施設整備等
- (2)対話の促進による働きやすい職場環境づくり
- (3)柔軟かつ弾力的な勤務形態の検討 等

【相談体制】

